

(参考資料) 再生利用基準省令案の概要

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）の改正及び関連告示の新設により、除去土壌の再生利用の基準等の必要な規定を設けることとする。

1. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案（除去土壌の再生利用の基準）

○ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第四十一条第一項の環境省令で定める除去土壌の処分のうち復興再生利用（事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化（除去土壌について、用途に応じた必要な処理をすることにより、盛土、埋立て又は充填の用に供する資材として利用することができる状態にする行為をいう。）した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む。）をいう。以下同じ。）の基準は、次のとおりとする。

一 復興再生利用は、次のように行うこと。

イ 第二十六条第一項第一号ロ及び第九号の規定の例によること。

（参考）規則第二十六条第一項第一号ロ及び第九号の規定は、以下の通り。

第二十六条 特定廃棄物（事故由来放射性物質についての放射能濃度を第二十条に規定する方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えると認められるものに限る。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

一 埋立処分は、次のように行うこと。

イ （略）

ロ 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ～ホ (略)

二～八 (略)

九 特定廃棄物の埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

十 (略)

2～5 (略)

ロ 公共事業又は実施主体及び責任体制が明確であり、かつ、継続的かつ安定的に行われる事業において行うこと。

ハ 除去土壌が飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。

ニ 復興再生利用を行う場所であることの表示がされている場所で行うこと。

ホ 事故由来放射性物質についての放射能濃度を環境大臣が定める方法により調査した結果、復興再生利用によって受ける一般公衆の実効線量が一年間につき一ミリシーベルト以下となるものとして環境大臣が定める放射能濃度の除去土壌を用いること。

二 復興再生利用を行う際には、除去土壌の適切な管理のため、次に掲げる者と協議の上、復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項として環境大臣が定める事項を定めること。

イ 事業実施者（前号ロの事業に係る工事の施工を自ら行う者又は工事の発注者をいう。）

ロ 当該復興再生利用に係る施設若しくは工作物を管理する者又は当該復興再生利用を行う土地を管理する者

三 復興再生利用を行う場所において、放射線の量を第十五条第十一号の環境大臣が定める方法により七日に一回以上測定し、かつ、記録すること。ただし、復興再生利用に係る維持管理を開始した場合にあっては、定期的に測定し、かつ、記録すること。

四 次に掲げる事項の記録及び復興再生利用を行った位置を示す図面を作成し、当該復興再生利用が終了するまでの間、保存すること。

イ 復興再生利用に係る工事の計画及び設計に係る情報

- ロ 復興再生利用に係る除去土壌の事故由来放射性物質の濃度及び復興再生利用に係る除去土壌の量
- ハ 復興再生利用に係る工事において再生資材化した除去土壌による盛土、埋立て又は充填を開始及び完了した年月日並びに復興再生利用に係る維持管理を開始した年月日
- ニ 引渡しを受けた再生資材化した除去土壌に係る当該除去土壌を引き渡した担当者及び当該除去土壌の引渡しを受けた担当者の氏名並びに運搬車を用いて当該引渡しに係る運搬が行われた場合にあつては当該運搬車の自動車登録番号又は車両番号
- ホ 復興再生利用に係る除去土壌の管理に当たって行った測定、点検その他の措置（前号の規定による測定を含む。）

2. 関連告示の新設案

①復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度

1. 第一号ホの環境大臣が定める放射能濃度は、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が八千ベクレル毎キログラム以下とする。

②除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法

1. 第一号ホの環境大臣が定める方法は、次のとおりとする。
 - 一 放射能濃度を連続して測定できる装置により調査する場合にあつては、次によること。
 - イ 調査は、その対象とする除去土壌を、調査単位に区分し、それぞれの調査単位ごとに行うこと。
 - ロ イの規定により区分した調査単位の除去土壌すべてについて、別表第一に掲げる測定する機器を用いて測定する方法により、セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度を測定すること。
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次によること。
 - イ 調査は、その対象とする除去土壌を、調査単位に区分し、それぞれの調査単位ごとに行うこと。
 - ロ 調査単位のすべてについて、四以上の試料を採取すること。

ハ 調査単位ごとに、ロの規定により採取された試料をそれぞれおおむね同じ重量混合すること。

ニ ハの規定により混合された試料のすべてについて、別表第二に掲げる測定する機器を用いて測定する方法より、セシウム百三十四についての放射能濃度及びセシウム百三十七についての放射能濃度を測定すること。

別表第一

- 1 ゲルマニウム半導体測定装置
- 2 NaI (Tl) シンチレーション測定装置
- 3 LaBr3 (Ce) シンチレーション測定装置

別表第二

- 1 ゲルマニウム半導体検出器
- 2 NaI (Tl) シンチレーションスペクトロメータ
- 3 LaBr3 (Ce) シンチレーションスペクトロメータ

③復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項

1. 第二号の環境大臣が定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 復興再生利用に当たり、事業実施者が求める除去土壌に係る必要な処理の内容
 - 二 平時及び災害時における工事の施工又は維持管理に係る役割分担及び連絡体制

※ 施行期日は令和7年4月1日を予定。